

改正箇所以外における執行部に対する要望事項

①改正箇所以外で執行部に行ってもらいたい事項

- ・「三重県食の安全・安心確保基本方針」及び「三重県食の安全・安心確保行動計画」において、今回の改正内容を適切に反映する。
- ・今回の改正内容が反映された執行を行う。

②改正箇所以外で執行部に参考としてもらいたい当検討会外からの意見

- ・食の安全・安心の確保のための保健所のさらなる機能強化を考えてはどうか。 **【健康福祉部】**
- ・立入検査については、抜打ちが有効かと思われる。 **【環境生活部、農林水産部、健康福祉部】**
- ・第二十二条第二項では食品関連事業者の県への申出が努力規定として新設されたが、申出を受けた後の県の対応を明確にすることが必要だと考える。また、県に対する申出に内部告発も含まれるとすれば、事業者が通報しやすい環境を整備することが必要。 **【環境生活部、農林水産部、健康福祉部】**
- ・生活衛生にかかわるサービス業及び飲食業関係については、生活衛生関係事業協同組合及び三重県生活衛生営業指導センターによる自主管理システムを構築し、県民の食及びサービス利用上の安全・安心を確保する。 **【環境生活部、健康福祉部】**
- ・一定の資格要件を備えた者に対して、県による研修等を行い終了者を不適切表示監視員（仮称）に任命、関係組合又は指導センターに配置し、商品・サービスの不当表示防止対策事業を委託実施する。 **【環境生活部、農林水産部】**
- ・上記と同様に、公衆衛生推進員（仮称）を養成・配置し、県民に対する生活衛生関係営業の安全・安心を確保する。 **【健康福祉部】**